

## 令和5年度地域の文化芸術振興事業（県外）業務委託仕様書

### 1. 事業名

令和5年度地域の文化芸術振興事業（県外）

### 2. 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日

### 3. 事業目的

文化の発信力の強化、文化交流の拡大、芸術文化の更なる振興、世界で活躍できる人材の育成を目的として、県外で沖縄の芸能を発信する公演を実施する県内の文化芸術団体を派遣する。

### 4. 業務委託内容

下記の項目に従って、伝統芸能舞台公演を開催すること。

#### (1)公演内容

- ① 国内で以下の条件のいずれかを満たす1地域で公演を行うこと。
  - ア. 沖縄の芸能を発信する公演の機会が比較的少なく、沖縄の芸能に馴染みのない地域
  - イ. 多くの集客が期待でき、新たな鑑賞層の拡大など沖縄の芸能を効果的に発信できる地域
  - ウ. 今後の文化交流の発展が期待できる地域
- ② 公演に係る会場  
公演を開催する会場は客席数200席以上の会場とする。
- ③ 公演の制作企画等  
沖縄の芸能を初めて鑑賞する県外の一般鑑賞者向けにプログラム構成の工夫を行うこと。（例：演目解説者を入れる。内容、ストーリーの解説書等の説明を入れる。字幕付きの公演とする等）
- ④ 公演の出演者について  
県内の文化芸術関連団体又は県内在住の実演家が出演又は監修し、若手実演家等の育成に寄与するものとなるよう考慮すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の蔓延等社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、やむを得ず公演が中止となった場合の代替案も提案すること。

#### (2)実績報告書の提出

- ① 事業終了後10日以内に事業完了報告書を提出すること。
- ② 事業完了報告書は、印刷されたもの（A4版）にて、各1部提出すること。

### 5. 積算見積

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）

- (3) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）
- (4) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費）－再委託費）× 10 %以内
- (5) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- (6) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※委託事業の実施に伴う収入（チケット収入等）がある場合は、経費の総額から収入総額を控除して、委託金額を算定するものとする。

## 6. 再委託の制限

### (1)一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一部又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ文化振興課が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2)再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

### (3)再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による文化振興課の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④イベント実施に係る荷物の輸送
- ⑤イベント実施に付随する会場設営、受付、参加者案内等の運営補助業務

## 7. 留意事項

- (1)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2)本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3)本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、文化振興課と受託者との協議のうえ決定する。
- (4)実務の実施にあたっては、文化振興課と密接な協議のもとで取り組むものとする。

## 8. 問い合わせ・書類提出先

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化振興班 担当：山城  
E-mail:aa058106@pref.okinawa.lg.jp